

令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要項

令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル方式の詳細については、下記のとおりとする。

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務
- (2) 目的 本市の魅力を活かしたショート動画等を用いた記事を作成し、台湾及び香港の旅行関心層に向けてフェイスブックを通じて発信することで、インバウンドの誘致を図り、関係人口・交流人口の拡大につなげることを目的とする。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年 11 月 30 日までとする。
- (4) 契約限度額 本業務に関する費用は、495,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

2. 業務担当部課 〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市政策部ふるさと活力創生課
電話番号 0875-23-7803 FAX 番号 0875-23-3920
E-mail furusato@city.kanonji.lg.jp

3. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体等から指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職という。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的として

いる団体

- (6) 本業務を適正かつ確実に実施するに足る事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 法人のプロモーション動画制作業務及び SNS 運用代行業務を受託し、適切に履行した業務実績を有していること。

4. 業務内容

別添仕様書のとおり

5. プロポーザル参加申込み手続き等

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。
 - ア プロポーザル参加申込書(様式Ⅰ)
 - イ 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの
- (2) 提出部数:1部
- (3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び提出期限
 - ア 提出方法:持参(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間)
郵送(書留での郵送に限る。)
 - イ 提出先:観音寺市政策部ふるさと活力創生課
住 所:〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
 - ウ 提出期限:令和7年4月10日(木)午後5時必着。
(郵送の場合は、令和7年4月9日(水)までの消印を有効とする。)

6. 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は質疑書(様式Ⅱ)により電子メールで行うものとする。
- (2) 質疑書の提出先及び提出期限
 - ア 提出先:観音寺市政策部ふるさと活力創生課
E-mail: furusato@city.kanonji.lg.jp
 - イ 提出期限:令和7年4月10日(木)午後5時必着。
- (3) 質問に対する回答
回答は、令和7年4月14日(月)に、全参加申込者に電子メールにて行う。

7. 提案書等の提出

- (1) 参加申込事業者は、本プロポーザルの実施にかかる下表の書類を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

	書類名	様式等	部数
ア	提案書表紙	様式Ⅲ	1部
イ	見積書、見積内訳書	様式Ⅳ(見積内訳書は任意様式)	各1部
ウ	実績確認書	任意様式	1部

		下記の事項を提示すること ・法人の動画制作業務及び SNS 運用代行業務等を受託した実績が分かるもの ・自社で制作した動画を使用した SNS による法人のプロモーションにおいて、高いリーチ及びエンゲージメントのあった投稿及び広告配信の実績が分かるもの	
エ	企画書	任意様式 本業務仕様書を踏まえ、下記の事項を記載すること ・制作するショート動画及び静止画の内容例(イメージができるもの) ・Facebook 広告の運用例(予算、期間、本数及び期待される効果等) ・制作スケジュール ・業務実施体制	7部
オ	財務状況関係書類	任意様式 財務諸表(過去3年分)	1部
カ	会社、法人の登記事項証明書	所管機関が発行するもの	1部
キ	国税及び地方税に滞納が無いことの証明	証明年月日が提案書類提出日以前3か月以内のもの	1部

(2) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法:持参(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間)

郵送(書留での郵送に限る。)

イ 提出先:観音寺市政策部ふるさと活力創生課

住 所:〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

ウ 提出期限:令和7年4月18日(金)午後5時必着

(郵送の場合は、令和7年4月17日(木)までの消印を有効とする。)

8. 提案書等の作成方法

(1) 提案書類及び様式並びに用紙の大きさ

ア 特に指定がある場合を除き、A4版普通紙を使用する。(A3版折込頁の挿入は可)

イ 各書類の下部余白に頁番号を付すること。

ウ 記載する内容については、各者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

エ 提案書表紙及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、社名が分かる表示は一切しないこと。

9. 評価(審査)基準

(1) 本プロポーザルの評価(審査)方法

ア 書類審査型プロポーザルとする

イ 市職員5名による評価委員会で評価(審査)を行い、委員の採点を集計し、合計得点6割以上を満たした者の中から受託候補者を選定する。

(2) プロポーザルの評価(審査)基準

区分	評価項目	評価の着眼点・判断基準	評価点
企画提案	1. 業務目的の理解	本業務の趣旨及び目的を理解しているか。	10 点
	2. わかりやすさ	観音寺市の魅力を台湾及び香港に向けて、わかりやすく伝える企画提案内容であるか。	10 点
	3. 提案力	印象的な写真や表現力のある映像、文章を用いて、台湾及び香港をターゲットとしたデザインを構成し、見る人が本市を訪れたいと思える提案がされているか。	15 点
	4. 効果的広告運用	Facebook 広告の運用について、効果的な提案がされているか。	15 点
業務遂行能力	5. 業務実施体制	業務実施及び進行管理に必要な人員、組織体制が整っているか。	5 点
	6. スケジュール	履行期間内で実現可能なスケジュールとなっているか。	5 点
	7. 業務実績	法人の SNS 運用代行業務等の受注実績がどの程度あるか。	10 点
	8. SNS による動画を使用したプロモーションの実績	自社で制作した動画を使用した SNS による法人のプロモーションにおいて、高いリーチ及びエンゲージメントのあった投稿及び広告配信の実績がどの程度あるか。	10 点
提案価格評価	9. 見積金額	適正な見積金額であるか。	20 点

(3) 評価委員会

受託候補者の特定までに関わる評価(審査)は、次の委員による評価委員会で行う。

委員長 副市長

副委員長 政策部長

委員 総務部長、市民部長、経済部長

10. 無効となる提案書

提案書がこの実施要項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合には、無効となることがある。

11. 日程(予定)

公募開始	令和7年4月1日(火)
参加申し込み	令和7年4月1日(火)～令和7年4月10日(木)
質問の受付	令和7年4月1日(火)～令和7年4月10日(木)
質問の回答	令和7年4月14日(月)
提案書等の提出期限	令和7年4月18日(金)
結果通知	令和7年4月下旬(予定)

12. その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出する提案は、各者1件とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で複製を作成する。
- (5) 参加申込者が1者のみの場合も審査を実施する。なお、その場合において、提案者の採点結果が6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
- (6) プロポーザル参加申込書提出以降に諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届(任意様式)を提出すること。
- (7) 提案にあたっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。